

大和市告示第63号

大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部を改正する要綱
大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱（平成29年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「された者」を「されたもの」に改める。

第4条第1項中「当該通所型サービスCの利用が制限される」を「利用が制限される」に、「者は」を「ものが通所型サービスCを利用するときは」に、「提出しなければ通所型サービスCを利用することができない」を「提出しなければならない」に改め、同条第3項中「負担する文書料」の次に「に相当する額」を加える。

第5条第4項中「基づき、その心身の状況、置かれている環境等に応じた」を「基づく」に、「自分で自己の」を削り、「健康管理を」の次に「自ら」を加え、「終了後、」を「利用を終えた後においても」に、「継続的な機能維持を推進していく」を「自ら継続して機能維持ができるようになる」に改める。

第11条第1項中「サービスの提供期間」を「提供期間」に改め、同条第2項中「又は」を「及び」に改める。

第13条第2項中「又は」を「及び」に改める。

第15条第1項中「その他の」を削る。

第16条第1項中「開催しなければならない」を「開催するものとする」に改め、同条第2項中「又は」を「及び」に、「開催することとする」を「開催するものとする」に改める。

第20条第2項中「衛生的な管理に努め、又は」を「衛生的に管理し、かつ、」に改める。

第23条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第4項中「市」を「市長」に改める。

第24条第2項中「処置」を「措置」に改める。

第25条第1項中「速やかに」を「直ちに」に改め、同条第3項中「改正」を「改定」に改める。

第26条第1項中「サービスC」を「通所型サービスC」に改め、同条第2項中「委託事業の完了の日から」を「業務委託が終了した日から起算して」に改める。

別表、1 運動機能向上講習の表目的の項中「を維持及び改善する」を「の維持及び改善の」に

改め、同表概要の項内容の欄アを次のように改める。

ア 骨折、膝痛、腰痛又は加齢に伴う運動器の機能低下の予防又は痛みの改善のために、ストレッチ、有酸素運動、器具、設備等を用いた運動等を実施する。

別表、2 口腔機能向上講習の表を次のように改める。

2 運動・口腔機能向上講習

項目	内容
目的	(1) 利用者が、日常生活の維持及び改善のために必要な運動に気づき、運動の実施及び運動に関する知識の習得により運動器の機能を改善することにより、自立した生活を続けられるように支援を行う。 (2) 口腔機能の維持及び改善を通じて、いつまでも楽しく食べられるようになることにより、安全な食生活の営みができるよう支援を行う。
概要	ア 骨折、膝痛、腰痛又は加齢に伴う運動器の機能低下の予防又は痛みの改善のために、ストレッチ、有酸素運動、器具、設備等を用いた運動等を実施する。 イ 高齢の方の摂食及び嚥下機能の低下を早期に発見し、その予防を図るため、口腔機能向上のための教育、口腔清掃の指導並びに摂食及び嚥下機能の訓練の指導を実施する。 ウ 口腔の専門職による口腔内の評価等を実施する。 エ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。